

# 町民体育館使用許可申請書兼減免申請書

令和 年 月 日

太子町長 様  
太子町教育委員会 様

住所

団体名 / \_\_\_\_\_  
個人名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

下記のとおり許可（及び使用料を減免）願います。

なお、私（当団体）は、太子町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、又は暴力団密接関係者でないこと及びこの使用は暴力団を利することとなる使用でないことを確約します。

また、太子町教育委員会がこの申請書の写しを所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供又は意見照会すること及び警察署長から得た情報を太子町の他の事務又は事業において暴力団を利することとならないように利用することについて同意します。

使用 月 日	使用場所			使用 時 間	時 分～ 時 分		
	月 日 曜日				時 分～ 時 分		
	月 日 曜日				時 分～ 時 分		
	月 日 曜日				時 分～ 時 分		
使用 目 的	(1)大会 (2)練習・その他 (			使用 人 数	一般	人	営利・減免・基本(選択)
	競技種目				中学生以下	人	【減免率100%】
	大会名				計	人	町・町教委・スポーツ協会の 主催 町立学校園 警察 消防
使用 場 所	アリーナ	全面 1,800/1,200/ 2,400	半面 900/600/1200	舞台側(ABCコート) ロビー側(DEFコート)	武道場 500/300/700	【減免率50%】 町SC21 スポーツ少年団 部活動 認定地域クラブ 障害者 その他	
		1/6面 300 / 200 / 400		面	多目的ルーム 1200/800/1600 600/400/800	全面 / 北 / 南	駐車場使用予定数 台
日数 × コマ数 × 面数 × 単価 × 減免 × 加算 =							

上記のとおり許可（及び使用料を減免）します。

(登録番号:T2-0000-2028-4645)

太子町長  
太子町教育委員会

使用 料	基本料金	円	受付許可番号	領収年月日印
	減免額	▲ 円		
	加算額	円		
	差引額	円 消費税率 10% (消費税額内 円)		
備 考	予約番号	行事予定表	レ	ジ

「この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から換算して3ヵ月以内に町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から換算して6ヵ月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は教育委員会となります。）、提起することができます。」

## 使用許可条件

- 1 許可を受けた者は、入場の際職員に許可書を提示してください。
- 2 使用許可時間は厳守してください。（準備と後片付けの時間は、使用許可時間に含まれます。）
- 3 使用者は、許可された場所以外の使用はしないでください。またゴミ等はお持ち帰りください。
- 4 許可された使用目的以外の用途に供さないでください。
- 5 施設内での火気の使用は禁止します。（喫煙は所定の場所をお願いします。）
- 6 許可を受けた者は、その権利を他に譲渡又は転貸できません。
- 7 使用者は、使用後に必ず使用した場所のモップがけをしてください。
- 8 用具・備品等を使用した使用者は、使用後は、直ちに所定の位置に戻してください。
- 9 施設の使用後は、直ちにその旨を職員に報告してください。
- 10 使用者は、施設及びその附属物等を破損・滅失したときは、職員に報告してください。使用状況によっては、損害を賠償していただく場合があります。
- 11 使用に関して生じた事故については、使用者がその責を負うものとします。
- 12 職員が指示したときは、その指示に従ってください。
- 13 使用者の都合により使用を中止する場合は、使用日の7日前までにこの許可書を持参のうえ使用返還（半額）の手続きをしてください。
- 14 使用開始時刻を30分以上過ぎる事が予想される場合や、予約のキャンセルをする場合は体育館へ絡をしてください。
- 15 使用キャンセルの連絡が事前無く、使用開始時刻を30分過ぎても使用を開始しないときはキャンセルとみなし、他の使用者に使用を許可する場合があります。
- 16 アリーナでは、通路や他のコートへボール等が行かないように、防球ネット・防球フェンスを設けてください。
- 17 太子町外に住所を有する使用者は、1人につき100円の使用料を使用当日にお支払いください。ただし、中学生以下の大会参加者及び競技に参加しない大会役員、スタッフ等は不要です。

太子町立町民体育館 TEL (079) 277-4800  
総合公園陸上競技場 TEL (079) 277-2296

### 【注意事項】

上記の使用許可条件は、利用者の皆様に気持ちよく安全にご利用いただくことを目的としております。お守りいただけない場合、太子町立町民体育館の設置及び管理条例の規定に基づき、以降の使用について許可しない、又は許可を取り消す場合がありますのでご注意ください。